

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う  
国土交通省関係政令の整備に関する政令案について

令和元年 10 月  
総合政策局  
都市局  
住宅局

## 1. 背景

高齢化社会の進展や家族のあり方に関する国民意識の変化等に鑑み、相続時の配偶者の生活に配慮する等の観点から、遺留分制度の見直しや配偶者居住権の新設を行う「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 72 号。以下「民法改正法」という。）が平成 30 年 7 月 13 日に公布されたところ、民法改正法のうち、配偶者居住権の新設等に係る規定が令和 2 年 4 月 1 日に施行されるに当たり、国土交通省関係政令について所要の整備を行うものである。

## 2. 改正の概要

### (1) 所要の規定の整理

関係政令について、民法改正法により生じた条文中の条項移動の整理等を行う。

### (2) 都市再開発法施行令（昭和 44 年政令第 232 号）の一部改正

権利変換計画の修正又は変更のうち認可を要しない軽微な変更、縦覧手続を要しない軽微な修正又は変更及び審査委員の同意又は市街地再開発審査会の議決を要しない軽微な変更、配偶者居住権を有する者（以下「配偶者居住権者」という。）の氏名又は住所の変更を加える。

### (3) 土地収用法第八十八条の二の細目等を定める政令（平成 14 年政令第 248 号）の一部改正

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）により各都道府県に設置された収用委員会の裁決のうち、具体的な補償額の算定方法等の細目については、同法第 88 条の 2 において「政令で定める」ことされており、当該規定に基づき定められたものが土地収用法第八十八条の二の細目等を定める政令（以下「細目政令」という。）である。

今般民法改正法によって新設された配偶者居住権は建物に無償で終身居住できる建物に関する法定の権利であり、配偶者居住権者は、土地収用法の規定において、建物所有者と同様、土地の収用等により受けた損失を補償しなければならない者に該当することから、細目政令に配偶者居住権者に対する補償額の算定に関する次の規定を新設する。

- ・土地収用等に伴う物件移転の際、配偶者居住権者に対しては配偶者居住権の価格(配偶者居住権の有無による建物価格の差額)を補償する。
- ・配偶者居住権者への補償を行う場合、建物所有者に支払う補償金(移転料)の額については、従前の規定により算定した額から配偶者居住権者への補償額を控除した額とする。

### **3. 今後のスケジュール(予定)**

公布：令和元年12月末

施行：令和2年4月1日(一部規定については公布の日)